

米子市地域建設業経営強化融資制度に関する事務取扱要領

1. 目的

この要領は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とする。以下同じ。）が、発注者である米子市（以下「市」という。）の承諾を得て債権譲渡先（6に規定する債権譲渡先をいう。以下同じ。）に譲渡した工事請負代金債権を担保として、当該債権譲渡先から当該工事に係る融資を受ける制度（以下「本制度」という。）を利用する際に、米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）第27条第1項ただし書の規定に基づき市が行う債権譲渡の承認及び債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に対して行う融資（17において「金融機関による融資」という。）に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

2. 債権譲渡の対象工事

債権譲渡の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事を除く工事で、市が発注するものとする。なお、（1）ウにあっては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。この場合、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので注意すること。

- （1）以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、最終年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、繰り越された年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為に係る工事又は繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事
- （2）履行保証を付した工事で市が役務的保証を求めているもの
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）の規定に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- （4）その他当該工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下「受注者」という。）の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

3. 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）の額は、対象工事に係る工事の請負契約書に定められた市の完成検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書に定められた出来形部分に関する市の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、当該工事請負契約を変更したことにより工事請負代金額に増減が生じた場合の譲渡債権の額は、変更後のものとする。

4. 債権譲渡を承諾する時点

対象工事の出来高（2（1）アにあっては、最終年度の工事に係る出来高。2（1）ウにあっては、工事全体に係る出来高とする。）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

5. 債権譲渡の承諾

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する市の承諾を得るものとする。

6. 債権譲渡を承諾する債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基礎及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

7. 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先が対象工事に関して受注者に対して行う貸付金及び保証事業会社が対象工事に関して受注者に対して有する16に規定

する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

8. 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認するものとし、この出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととする。

9. 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾を受けようとする受注者は、総務部契約検査課（以下「所管課」という。）に、次の各号に掲げる書類についてそれぞれ当該各号で定める部数を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3部
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し 1部
- (3) 工事履行報告書（様式第2号） 1部
- (4) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1部
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1部
- (6) その他10の(1)の承諾権限を有する者が必要と認めた書類

10. 債権譲渡の承諾の処理手順等

(1) 債権譲渡の承諾

債権譲渡の承諾事務は、所管課において行うものとする。

(2) 申請書類の受理

申請書類の受理は、債権譲渡の承諾事務を行う所管課が行う。

(3) 承諾の手續

ア 所管課は、申請書類を受理したときは、遅滞なく債権譲渡の承諾のための手續を行うものとする。

イ 所管課は、債権譲渡整理簿（様式第3号）により債権譲渡の申請及びその承諾状況を管理するものとする。

ウ 所管課は、債権譲渡の承諾を行ったときは、債権譲渡承諾書（様式第4号）2通を受注者に交付するものとする。

なお、確定日付印欄には、承諾の日と同一の日付を記載すること。

エ 所管課は、申請に係る工事が対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。

この場合において、所管課は、承諾を行わない旨及びその理由を債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）により受注者に遅滞なく通知するものとする。

1 1. 申請書類等の確認に際して注意すべき事項

申請書類等の確認に際して所管課が注意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約証書の写し
譲渡対象債権の金額（申請時点）が工事請負契約書に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 工事履行報告書
工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
債権譲渡承諾依頼書等の印影と照合し、確認すること。

1 2. 支払計画等の提出

受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、対象工事について、融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づき受けた融資に係る借入金の下請負人等への支払計画に関する書面を債権譲渡先に提出し、当該債権譲渡先からこれらの確認を受けるものとする。また、保証事業会社においては、債権譲渡先から支払状況及び支払計画の写しを受けて確認するものとする。

1 3. 融資実行報告書等の提出

- (1) 所管課が債権譲渡を承諾した後、受注者及び債権譲渡先が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、受注者は、直ちに債権譲渡先と連署した融資実行報告書（様式第6号）を債権譲渡を承諾した所管課に提出するものとする。
- (2) 受注者が対象工事に関する資金の貸付を受けるため17に規定する保証事業会社から金融保証を受けた場合は、受注者は、直ちに公共工事金融保証証書の写しを債権譲渡を承諾した所管課に提出するものとする。

1 4. 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先は、確定した債権金額の請求を行おうとするときは次の各号に掲げる書類についてそれぞれ当該各号で定める部数を所管課に提出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第7号） 1部
- (2) 債権譲渡承諾書の写し 1部

(3) 債権譲渡契約証書の写し 1部

なお、本債権譲渡が行われた場合にあっては、受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、今後いかなる理由があろうと工事請負契約書に定められた部分払及び中間前金払を請求することができないものとする。

また、債権譲渡先は、対象工事が市の完成検査又は工事請負契約が解除された場合において行われる出来形部分に関する市の検査に合格し、出来形部分の引渡しを行った場合にのみ、当該債権金額の請求を行うことができるものとする。

15. 工事請負代金の請求書類等の確認に際して注意すべき事項

工事請負代金の請求書類等の確認に際して所管課が注意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 工事請負代金請求書

請求金額が3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書に規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

(2) 債権譲渡承諾書の写し

11の(1)と同じ。

16. 保証事業会社による金融保証

債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が受注者に対して当該対象工事に係る融資を行う場合において、保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第1号の規定に基づき、17に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができる。

17. 保証事業会社による金融保証の保証範囲

金融機関による融資を行う場合の保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた対象工事を対象とする。この場合において、その保証範囲は、当該対象工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先が受注者に対して行った融資額を控除した金額の範囲内とする。

18. その他

本制度に係る債権譲渡を行った場合においても、受注者の工事完成引渡債務が軽減されるものではない。

附 則

この要領は、令和2年8月17日から適用することとし、令和3年3月末日（国土交通省により本制度の延長が行われた場合は、その延長期間の末日）までの間に限り効力を有するものとする。